令和５年５月８日

維孝館学園
宇治田原町立小・中学校保護者　様

宇 治 田 原 町 教 育 委 員 会
維孝館学園宇治田原町立
田 原 小 学 校
宇治田原小学校
維 孝 館 中 学 校

新型コロナウイルス感染症の５類移行後の対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本町立小・中学校の教育活動の推進及び新型コロナウイルス感染防止対策についてご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和５年５月８日付けで感染症法上の位置づけが５類へと移行することとなり、これまで３年余りに及んだ感染症対策も一つの節目を迎えることとなります。この間、様々な制約があるにも関わらず、本町の教育活動にご理解、ご協力いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

５類移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、児童生徒が安全・安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、下記の方針により対応して参りますので、ご家庭におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

１　感染症対策等について

○　適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行します。

○　マスクの着用を求めないことを基本とします。

○　十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけ、身体全体の抵抗力を高めるよう指導します。

○　児童生徒の心身状況の把握や心のケアに努めます。

○　感染者やその家族等及びマスク着用やワクチン接種の有無に対する偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等が生じないよう、人権尊重の視点に立った指導を継続します。

２　ご家庭でご協力いただきたいこと

○　これまでの健康観察カードの提示や提出は実施いたしませんが、お子様の健康状況にご留意いただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養するようご協力をお願いします。（地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて判断することが必要なため、普段と異なる症状がある場合は学校にご相談ください。）

３　出席停止措置の取扱いについて

○　児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止とします。
　なお、出席停止の基準は「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」です。児童生徒の感染が判明した場合には学校までご連絡ください。

○　児童生徒本人が感染した場合のほか、感染している疑いがある場合や、感染する恐れがある場合には、校長判断により出席停止の措置を講じることがありますので、ご理解いただくとともに、ご家庭でお気づきのことがあれば学校にご相談ください。

４　濃厚接触者の取扱いについて

令和５年５月８日以降は、濃厚接触者の特定は行われないこととなります。

５　その他

今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途連絡いたします。